

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 歯科ローンで支払った医療費

Q : 私は去年、歯科ローンを利用して歯の治療をしました。ローンの弁済が年をまたがるのですが、全額を去年の医療費控除の対象にしてよいのでしょうか。

A : 全額を去年の医療費控除として差し支えありません。

【解説】

歯科ローンとは、患者が支払うべき治療費を信販会社が立替払いをし、その立替分を患者が分割で信販会社に返済していくものです。

ところで、医療費控除を受けるための医療費は、その年に実際に支払った金額に限られています。歯科ローンを利用した場合、治療費そのものを月賦で支払っていると思われる方もいるようですが、治療費はすでに信販会社が立替払いをしてすませています。ローンの弁済は、信販会社に対する借金の賦払いにすぎません。したがって、信販会社が立替払いをした金額は、その患者のその立替払いをした年の医療費控除の対象になります。

ご質問のように、ローンの弁済が年をまたがる場合でも、ローンで支払った去年の医療費となります。

ちなみに、歯科ローンを利用した場合には、患者の手もとに歯科医の領収書がないことが考えられますが、この場合には、医療費控除を受けるときの添付書類として、歯科ローンの契約書の写しを用意する必要があります。また、金利及び手数料相当分は医療費控除の対象にはなりませんので注意してください。

